

実績評価書

(厚生労働省2(I-6-3))

施策目標名	医薬品の適正使用を推進すること(施策目標I-6-3) 基本目標I:安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標6:品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適正に利用できるようにすること							
施策の概要	<ul style="list-style-type: none"> 薬局は、平成19(2007)年4月に施行された「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第84号)により、医療提供施設として位置づけられ、地域医療計画の下に、在宅医療や医薬品などの供給を通じて地域医療に貢献することが期待されている。また、医薬品の適正使用の観点から、医薬分業の推進にも努めている。 平成27年10月に、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能を示した「患者のための薬局ビジョン」を策定・公表した。同ビジョンでは、かかりつけ薬剤師・薬局の機能として、 <ul style="list-style-type: none"> ① 服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導 ② 24時間対応・在宅対応 ③ 医療機関等との連携 をあげ、また、患者等のニーズに応じて強化・充実すべき機能として、 ④ 積極的に地域住民の健康維持・増進を支援する健康サポート機能 ⑤ 専門的な薬物療法を提供する高度薬学管理機能 <p>を提示している。これらを推進するため、ビジョン実現のためのアクションプランを作成(平成28年度)し、テーマ別モデル事業(平成28~30年度)等を実施してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会においても、薬局・薬剤師の在り方について検討を行い、薬剤師・薬局がその役割を果たすためには、各地域の実情に応じて、医師をはじめとする他の職種や医療機関等と情報共有しながら連携して、患者に対して一元的・継続的な薬物療法を提供することが重要であり、また、患者が自身に適した機能を有する薬局を選択できるようにすることが重要であるとされた。こうしたことから、地域における薬局の機能強化や連携体制構築のための取組や、専門性を有する薬剤師の養成等に取り組んでいるところである。 この他、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第63号)(以下、改正薬機法という。)では、薬剤師が調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う義務を法制化するとともに、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、機能別の薬局の都道府県知事の認定制度(名称独占)を導入する。また、服薬指導について、対面義務の例外として、一定のルールの下で、テレビ電話による服薬指導を規定している。 また、新型コロナウイルス感染症対策として、電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を支援している。 							
施策実現のための背景・課題	1	<ul style="list-style-type: none"> 医薬分業率が70%に達する中で、医薬品の適正使用を推進するために、かかりつけ薬剤師・薬局の推進や、医療事故の発生予防・再発防止、医療技術の高度化・専門分化の進展に対応できる病院・薬局薬剤師の知識及び技能の養成、チーム医療、地域医療に貢献する薬剤師の養成等が必要となっている。 また、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)になる令和7(2025)年を目指して、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しているところであるが、薬剤師・薬局もその一翼を担うべく、すべての薬剤師・薬局がかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を持つことを目指している。 						
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由				
	目標1 (課題1)	かかりつけ薬剤師・薬局の推進			医薬品の適正使用のためには、薬剤師が行う服薬指導や薬歴管理の重要性及びこれらによる国民医療の質の向上を一人でも多くの国民が実感できることが重要であるため。			
施策の予算額・執行額等	区分 予算の状況(千円)	平成29年度 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	平成30年度 0 0 282,913	令和元年度 349,968 0 349,958	令和2年度 210,336 5,377,722 -5,377,599 210,459	令和3年度 111,548		
執行額(千円,d)	246,108	263,746	319,934	163,862				
執行率(%、d/(a+b+c))	95.0%	93.2%	91.4%	77.9%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)					
	-	-	-					

達成目標1について	かかりつけ薬剤師・薬局の推進	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																	
	指標1 重複投薬・相互作用防止の取組件数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関係:社会保障分野56】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】 ※平成26年度は直近3年間の6月審査分の算定件数を平均	かかりつけ薬剤師・薬局による重複投薬・相互作用の防止は薬物療法の有効性及び安全性を向上させるために必要なため設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】 (参考)平成27年度:87,673件 (出典)社会医療診療行為別統計																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値</th> <th colspan="5">実績値</th> <th>目標値</th> <th>主要な指標</th> <th>達成</th> </tr> <tr> <th>平成24～平成26年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和2年度</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>71,502件</td> <td>289,785件</td> <td>329,216件</td> <td>403,866件</td> <td>386,178件</td> <td>296,548件</td> <td>143,003件</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>							基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	平成24～平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度			71,502件	289,785件	329,216件	403,866件	386,178件	296,548件	143,003件	○	○
基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成																											
平成24～平成26年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度																													
71,502件	289,785件	329,216件	403,866件	386,178件	296,548件	143,003件	○	○																											
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	143,003件																													

測定指標	指標2 健康サポート薬局の届出数 (アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野15】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		かかりつけ薬剤師・薬局としての機能に加えて、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言を行う薬局が「健康サポート薬局」と表示・公表できる制度を平成28年10月から開始したため設定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定。】								
(参考)平成27年度:一										
基準値	実績値	目標値	主要な指標	達成						
平成30年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
1,355件	267	879	1,355	2,070	2,515	平成30年度比50%増加(2,033件)				
年度ごとの目標値	-	前年度(267件)以上	前年度(879件)以上	前年度(1,355件)以上	前年度(2,070件)以上					
【参考】指標3 「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を発揮できる薬剤師を配置している薬局の割合【新経済・財政再生計画関係:社会保障分野56】										
実績値	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	集計中(R3年12月目途公表予定)				
-	-	-	-	-	-	集計中(R3年12月目途公表予定)				

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ① 【目標超過達成】
	総合判定	(判定結果) A 【目標達成】
		(判定理由) ・ 指標1の社会医療診療行為別統計における重複投薬・相互作用防止の取組件数については、目標として設定していた令和2年度に143,000件を達成した。なお、令和元年度及び令和2年度の前年度比件数減については、新型コロナウイルス感染症による、処方箋受付回数の減少が影響していると考えられる。 ・ 指標2の健康サポート薬局の届出数については、目標として設定している届出数前年度以上を達成している。 ・ 以上より、各指標において目標値を達成しているため、判定結果はAに区分されるものとして目標達成度合いの測定結果を①と判断した。
	施策の分析	(有効性の評価) ・ 指標1については、重複投薬・相互作用防止の取組件数が、目標値としている143,000件を上回っていることから、薬剤師による患者の重複投薬・相互作用発生防止のための薬学的管理・指導等が、安全かつ有効な薬物療法の患者への提供に寄与していると考えられる。 ・ 指標2については、健康サポート薬局の届出数が目標値を上回っており、健康サポート薬局の機能や取組内容については、「薬と健康の週間」等を通じた国民への周知・啓発に引き続き取り組むこととしている。 (効率性の評価) ・ 指標1、2については、関連施策の予算執行額に大幅な増加等はない中、目標値を達成しており、効率的な取組が行われていると評価できる。なお、令和2年度の執行率が平成29年度～令和元年度に比べて低下した理由として、新型コロナウイルス感染症により会議等の開催頻度や開催方法が変更され、予定されていた経費の執行が一部不要となつたことが考えられる。 (現状分析) ・ 指標1については、重複投薬・相互作用の防止の取組件数が目標値を達成しており、患者の安全かつ有効な薬物療法の提供に資するよう関連施策を実施しており、引き続き、かかりつけ薬剤師・薬局の機能発揮につながるよう取り組む必要がある。 ・ 指標2については、健康サポート薬局の取組が広まり、国民の主体的な健康の維持・増進の取組に資するよう、引き続き「薬と健康の週間」等を通じた国民への周知・啓発に引き続き取り組む必要がある。
次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)	
		・ 指標1については、設定した目標値を達成しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられるが処方箋受付回数の減少により件数自体は減少していることから、状況も踏まえつつ、引き続き目標達成を維持できるよう取り組む必要がある。
		・ 指標2については、前年度以上を達成しているものの、健康サポート薬局の件数は国内の薬局の件数(令和2年度時点では63,171件)から考えるとまだ少数に留まっており、また、令和2年度に実施した世論調査でも国民の健康サポート薬局の認知度は8.0%程度(「よく知っていた」「言葉だけは知っていた」の合計)であったため、引き続き、目標達成を維持できるよう取り組む必要がある。

学識経験を有する者の知見の活用	第10回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和3年8月18日開催)で議論いただいたが、ご意見・ご指摘はなかったため、引き続き上記取組みを実施していく。
-----------------	--

参考・関連資料等	社会医療診療行為別統計(e-Stat) : https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450048&tstat=000001029602 健康サポート薬局の件数 : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakkyoku_yakuza/index.html 薬局の利用に関する世論調査 : https://survey.gov-online.go.jp/r02/r02-yakkyoku/index.html
----------	---

担当部局名	医薬・生活衛生局	作成責任者名	総務課長 田中 徹	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	----------	--------	-----------	----------	--------